

「ひろしまグローバル・ユースフォーラム航空券等手配及び案内業務」委託仕様書

1 概要

(1) 委託業務の名称

ひろしまグローバル・ユースフォーラム航空券等手配及び案内業務

(2) 業務の概要

令和8年8月15日（土）から8月19日（水）の期間に開催されるひろしまグローバル・ユースフォーラムの外国人参加者（概ね15～18歳）について、以下の手配を行う。

- ア. 海外からの同フォーラム参加者（5か国、10名）について、出発地から広島まで往復海外航空券及び日本国内の移動にかかる交通手段の手配及び日本国内空港・駅での乗換案内や広島発着時の案内を行う。
- イ. 海外からの同フォーラム参加者について、出発から帰着までを対象とする海外旅行保険を手配する。

(3) 該当参加者

海外からの同フォーラム参加者（5か国、10名）

出発地	国・地域数	参加者数	国・地域名（予定）
州都、該当都市の最寄空港	5	10 (各2名)	メキシコ・グアナファト州、韓国・慶尚北道、ドイツ・ベルリン、イタリア・ミラノ、フィリピン・マニラ

(4) 適用範囲

本契約の受注者は当仕様書のほか、委託契約書に定められたところにより業務を実施する。

(5) 委託料

委託料の支払及び契約変更については、次のとおりとする。

① 支払方法

海外旅行保険料については概算払いとし、その他の経費については、完了検査終了後精算し、残額を支払う。

② 委託契約の変更

参加者確定後、人数変更もしくは出発地変更により委託料を変更する必要性が生じた場合は、変更契約を締結する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

3 委託業務の内容

(1) 海外からの同フォーラム参加者の出発地から広島までの移動に係る交通手段の手配

- ・ 出発地は、上記1(3)に示す、州の州都、もしくは該当都市の最寄空港とする。また、到着地の空港については、原則広島空港とするが、到着地までの経路が著しく不便にならなければ、広島空港以外の空港を選定してもよいこととする。なお、広島空港以外の空港を利用する場合は、必要に応じて広島駅までの交通手段を別途確保すること。
- ・ 往路は、原則として、令和8年8月14日（金）に到着地に到着できる航空券等を手配することとし、帰路は、令和8年8月19日（水）午後または20日（木）に到着地を出

発し、搭乗できる航空券等を手配すること。なお、乗り継ぎや予約状況等により、これによらないフライトとなる場合は、発注者と協議し決定すること。

- ・ 航空便はエコノミークラス、鉄道は普通車利用とし、指定可能な席を極力用いること。
- ・ 手配する航空便については、参加者の負担を考慮したものとし、乗継が極端に多い、発着時刻が極端に早朝・深夜になる等のフライトは可能な限り避け、乗継時間も適正なフライトとすること。ただし、他に適切な便がないなど、やむを得ない場合は使用を認めるものとする。また、乗り継ぎが発生する場合は、第三国の査証取得が必要ないような経路とすること。また、成田空港発着便利用の場合は、できる限り成田空港から羽田空港への陸路移動を避け、広島～成田便を利用すること。

(2) 海外からの同フォーラム参加者への航空券等の送付及びその他の事務連絡

発注者から受注者に送付する参加者の連絡先リストに沿い、航空券や海外旅行保険の内容、旅行日程等を英語で記載したうえで、電子メールで参加者に送付すること。航空券は、eチケットにて事前に電子メールで参加者に送付することとし、他のリムジンバスやJR等のチケットについては、事前に郵送等で参加者に送付するか、もしくは参加者が日本の空港に到着した時に手渡すこと。

(3) 海外からの同フォーラム参加者への情報提供

参加者が不安なく広島に到着、出発できるよう、移動に際しての留意点を伝えること。特に、国際空港におけるトランジットの方法や日本国内における到着空港から宿泊先までの移動方法、パスポート及び日本滞在許可の有効期限、荷物の許容量等については、詳細な情報を提供すること。

(4) 海外からの同フォーラム参加者の日本国内空港等での乗換案内

海外からの参加者には引率者は随行していないため、日本国内の到着・出発・乗継空港等にスタッフを配置し、以下のとおり参加者に案内、随行すること。なお、複数の参加者が同様のルートを利用する場合、複数人まとめて随行することは可能とするが、空港等で長時間（概ね1時間以上）待機することを強いることのないよう配慮すること。また、引率者が随行する場合においても、乗換ルートや引率者の切符購入方法などについて、到着時に情報提供すること。

ア 広島空港～広島バスセンター間のリムジンバス移動

（広島到着時）空港到着後、リムジンバスに乗車するまで随行

（広島出発時）空港到着後、チェックイン支援及び出発口まで随行

イ 到着空港～広島駅間を鉄道等で移動する場合（例：福岡空港、関西空港など）

（日本到着時）空港到着後、新幹線に乗り込むまで随行

もしくは、

- ・ 空港到着後、新幹線駅への連絡列車（はるか等）に乗り込むまで随行

- ・ 新幹線駅で連絡列車降車後、新幹線に乗り込むまで随行

（日本出発時）新幹線降車後、空港までの随行とチェックイン支援及び出発口まで随行

もしくは、

- ・ 新幹線降車後、空港への連絡列車（はるか等）に乗り込むまで随行

- ・ 空港到着後、チェックイン支援及び出発口まで随行

ウ 成田空港～羽田空港間をリムジンバスで移動する場合

(日本到着時)・成田空港到着後、リムジンバスに乗車するまで随行

・羽田空港でリムジンバス降車後、チェックイン支援及び出発口まで随行

(日本出発時)・羽田空港到着後、リムジンバスに乗車するまで随行

・成田空港でリムジンバス降車後、チェックイン支援及び出発口まで随行

(5) 海外から及び日本国内からの同フォーラム参加者の広島市内到着及び出発時の案内

海外からの参加者の広島到着時に、広島バスセンターまたは広島駅にスタッフを配置し、以下のとおり参加者に案内、随行すること。複数の参加者が同じルートを利用する場合、複数人まとめて随行することは可能とするが、広島バスセンター等で長時間（概ね1時間以上）待機することを強いることのないよう配慮すること。

(広島到着時) 広島バスセンター及び広島駅にスタッフを配置し、参加者が到着後、宿泊先まで参加者に随行する。

(広島出発時) 宿泊先から広島バスセンター及び広島駅まで、参加者に随行する。

(6) 海外からの同フォーラム参加者の旅行保険への加入

海外からの参加者のために、外国人の旅行に対応でき、次の①及び②の要件を満たす旅行保険を手配すること。また、参加者の出発前に、英語で記載した保険内容を電子メール等で参加者に伝達すること。

①保険金額の下限（一人当たり）

傷害死亡・後遺障害 500 万円 治療・救援費用 1000 万円 賠償責任 5000 万円

疾病死亡 500 万円 携行品損害 10 万円

②保険期間は、参加者の出国日から帰国日まで。

(7) 参加者の確定時期

6月下旬から7月上旬ごろ確定する予定である。参加が確定した者から順次、参加者リストを送付するので、順次手配を開始すること。

4 実施報告書の提出

上記業務についての実績（航空券等や海外旅行保険の手配及び参加者への送付、情報提供の内容、日本国内空港や広島市内における参加者の案内状況）を取りまとめ、実施報告書を提出すること。

5 再委託の制限

受注者は、業務の一部あるいは全部を第三者に委託することができない。

6 留意事項

(1) 守秘義務

受注者は、契約の履行にあたり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしてはならない。

(2) 個人情報保護

発注者から通知する参加者の個人情報の取り扱いについては、別途定める「機密情報取扱特記事項」の他、以下の事項を順守すること。

①個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記

録すること。

- ②個人情報の記録、運搬等にあたっては、盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- ③個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合、または発生する恐れがあることを知った場合には、速やかに発注者に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

7 その他

- 受注者は、発注者と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となった場合には、これを申し出るものとする。
- 業務遂行に必要な資料で、発注者が所有しているものは貸与するものとする。
- 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は発注者に帰属するものとする。
- 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議した上で業務を遂行するものとする。